

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
ETCコーポレートカード利用に係る高速道路後納契約	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	東日本高速道路株式会社北海道支社 北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30	高速道路通行料については、東日本高速道路株式会社等の道路管理運用会社により通行料金が定められており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5,842,890円	@200円ほか	100.0%	—	—	平成26年度 支払実績額 5,842,890円
NHK放送受信料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	放送法第64条第1項に基づき契約を行うものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,173,788円	@14,545円ほか	100.0%	—	—	単価契約 平成26年度 支払実績額 2,173,788円
平成26年度差押不動産等の鑑定人の募集一式	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	株式会社北海道中央不動産鑑定所 北海道札幌市中央区大通西8-2	公募を実施し、申込のあった者のうち当局の要件に合致している全ての者と契約するものであり、契約の目的又は性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,431,000円	@156,600円ほか	100.0%	53	—	単価契約 平成26年度 支払実績額 1,431,000円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
加除式図書の追録の購入	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	第一法規株式会社 東京都港区南青山2-11-17	追録の販売は、追録の出版社のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	9,967,237円	9,967,237円	100.0%	—	—	平成26年度 支払実績額 9,967,237円
加除式図書の追録の購入	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	新日本法規出版株式会社 愛知県名古屋市中区栄1-23-20	追録の販売は、追録の出版社のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	5,895,723円	5,895,723円	100.0%	—	—	平成26年度 支払実績額 5,895,723円
加除式図書の追録の購入	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	株式会社ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	追録の販売は、追録の出版社のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,083,748円	2,083,748円	100.0%	—	—	平成26年度 支払実績額 2,083,748円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
料金後納郵便等	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	日本郵便株式会社札幌中央郵便局 北海道札幌市東区北6条東1-2-1	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、日本郵便株式会社以外に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	@82円ほか	—	—	—	単価契約 平成26年度 支払実績額 283,181,762 円
金融機関照会手数料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	株式会社北洋銀行 北海道札幌市中央区大通西3-7	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	@21円ほか	—	—	—	単価契約 平成26年度 支払実績額 6,398,341円
金融機関照会手数料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	平成26年4月1日	株式会社北海道銀行 北海道札幌市中央区大通4-1	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	@21円ほか	—	—	—	単価契約 平成26年度 支払実績額 3,880,541円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
ガス料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	-	北海道ガス株式会社 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 2,644,046円
電話料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	-	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 11,399,317円
電話料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	-	株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 2,569,019円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
電話料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	-	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 2,692,912円
電話料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	-	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 8,926,564円
札幌第2合同庁舎ガス供給業務一式	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10 ほか3官署	-	北海道ガス株式会社 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 分担契約 平成26年度 支払実績額 (分担額) 621,408円 (分担総額) 1,461,536円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
札幌第2合同庁舎水道供給業務一式	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10 ほか3官署	-	札幌市水道局 北海道札幌市中央区大通東11-23	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 分担契約 平成26年度 支払実績額 (分担額) 3,315,849円 (分担総額) 4,943,856円)
ガス代	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10 ほか8官署等	-	旭川ガス株式会社 北海道旭川市4条通16	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 (分担額) 2,903,314円
ガス代	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10 ほか8官署	-	北海道ガス株式会社 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成26年度 支払実績額 (分担額) 3,461,511円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。
企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：札幌国税局）

（審議対象期間 平成27年1月1日～平成27年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
電気料	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10	—	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区大通東1	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	—	長期継続契約単価契約 平成26年度支払実績額 13,399,301円
水道料金等	支出負担行為担当官 札幌国税局総務部次長 丸尾 典由 北海道札幌市中央区大通西10ほか1官署等	—	札幌市水道局 北海道札幌市中央区大通東11	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	—	—	—	—	長期継続契約単価契約 平成26年度支払実績額（分担額） 4,559,092円

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。